

お知らせ

平成29年4月1日より、新生児介補料が一部改正し、無痛分娩加算料が新設されます。

1 新生児介補料について

(1) 改定内容

| | | (消費税及び地方消費税別) | |
|------|--------------|---------------|--------------|
| 現 行 | | 改 正 後 | |
| 新生児室 | 1日につき 4,500円 | 一律 | 1日につき 5,000円 |
| 母児同室 | 1日につき 3,500円 | | |

(2) 改定理由

分娩業務を再開して1年が経過し、他の公立病院と同等の分娩業務を実施しております。近隣の公立病院はすべて一律5,000円であり、同額の改正とさせていただきます。

2 無痛分娩加算料の新設について

(1) 新設内容

| | | (消費税及び地方消費税別) | |
|---------|--------|---------------|--|
| 新 設 料 金 | | | |
| 無痛分娩加算料 | 1出産につき | 70,000円 | |

(2) 新設理由

無痛分娩につきましては、麻酔時間が長くなると費用も高額になり、経済的負担も大きくなって不安を抱いたまま分娩される方もおられたと思います。そこで無痛分娩の麻酔料に係る部分を定額に設定し、妊婦さん、ご家族に料金をわかり易く提示することで、安心して無痛分娩していただけるように新設させていただきました。

※ご不明な点がございましたら、⑤会計窓口へお問い合わせください。